

平成28年8月22日

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部を次のように改正する。

医薬品等臨床研究審査委員会委員長 藤井 聡

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 治験審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第2号、第3号及び第4号の委員から計4名以上を委嘱する。また、第9号の委員の委嘱は当分の間、2名とする。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>本手順書は、平成28年3月31日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>第4条第3項第4号の委員が増えたことに伴う改正に漏れがあったため。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 治験審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第2号、第3号及び第4号の委員から計4名を委嘱する。また、第9号の委員の委嘱は当分の間、2名とする。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p>